

令和 7 年度
第 2 回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会
次 第

日 時 令和 7 年 1 月 4 日 (火)
午後 2 時から
場 所 三芳町立中央公民館
1 階 多目的ホール

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

- (1) 道路運送法第 79 条の 2 (登録申請) に係る協議案件について
- (2) 道路運送法第 79 条の 6 (更新登録申請) に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第 79 条の 8 (対価の変更申請) に係る協議案件について
- (4) 登録事項変更に係る報告案件について
- (5) その他

4 閉 会

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について

○会長 3、(1)、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件です。登録申請につきましては、本日3件でございます。

なお、本日の会議内容につきましては、議事録作成のため録音させていただいております。説明される事務局、事業者様、またご質問をされる委員の皆様につきましては、発言の際はマイクをお受け取りいただきまして、所属とお名前を言ってからお願ひしたいと存じます。

また、説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横にご準備いただきますようお願ひします。

なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了いたしましたら、ご退場いただいても大丈夫でございます。

それでは、初めに登録申請に係る協議として、審査資料1、川越市特定非営利活動法人スマイルサポートまるさんかくしかくにつきまして、川越市及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局(川越市) NPO法人スマイルサポートまるさんかくしかくの新規の登録申請について、概要を説明いたします。

まず、運送の主体につきましては、名称がNPO法人スマイルサポートまるさんかくしかく、住所は川越市旭町3丁目23番地39、代表者名は中辻恵司。事務所の名称は、運送の主体と同じになります。

法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

運送の区域は、川越市となっております。

旅客の範囲については、利用会員は9月1日時点未定です。

旅客から收受する対価につきましては、運送の対価は時間制とし、初乗り30分以内1,425円、生活サポートを利用する場合で475円、以後30分当たり同額となっております。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金が475円、待機料金が10分ごとに100円となっております。

続きまして、自動車の保有につきましては、使用車両台数が1台、所有のセダン車両となっております。

運転者等の確保につきましては、運転者数2名、講習の受講状況としましては、セダン車両のため、福祉有償運送運転者講習と、強度行動障害支援者養成研修、基礎研修及び実践研修を修了しております。免許証及び修了証は、事務局にて確認しております。

運行管理体制につきましては、運行管理の責任者が1名就任しております。運行管理の責任者の講

習は不要となっており、運行管理の体制は整っていることを確認しております。

また、整備管理体制等につきましては、責任者の就任が確認できており、整備管理体制は整っております。

事故等の対応につきましても、責任者が選任されており、事故処理連絡体制及び苦情処理体制は整っております。

損害賠償措置につきましては、東京海上日動火災保険株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限で、福祉有償運送の対応も確認しております。

以上が概要の説明となります。

続きまして、申請の経緯につきまして、事業所からご説明いたします。

○事業者 NPO法人スマイルサポートまるさんかくしかくです。本日は、お忙しい中お時間をいただきましてありがとうございます。

生活サポートの立ち上げの理由ですが、障害を持つ方々が日常生活を送る上で必要な支援を提供させていただることにより、生活の質を向上させ、ご本人やそのご家族が日々の生活の困難が減り、安心して暮らしていくよう、川越市障害者障害児生活サポート事業を開所したいと思いました。

以上です。

○事務局（川越市） 以上になります。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

○副会長 利用者の旅客の範囲の中で、利用者の特定についてはどのように考えていらっしゃるか、NPO法人もまだできたばかりということらしいので、ご説明いただければ、よろしくお願ひします。

○事業者 承知いたしました。今後の流れといたしましては、障害者障害児生活サポート事業の申請を、間もなく開始をお願いしております、許可が下りた時点で、利用者さん等のニーズに合わせて契約等をさせていただく流れで、有償福祉のほうも計画を立てていこうかなと思っており白紙の状態です。

○会長 今のご説明で大丈夫でしょうか。

○副会長 すみません。運用しようとする旅客の範囲がイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘまでついているのですが、介護関係もやられるというふうに理解していてよろしいのでしょうか。

○事業者 一応今後考えております。

○会長 ありがとうございます。

他にご質疑があればお願ひしたいと思います。いいでしょうか。

○委員 事務局のほうに確認をしたいのですが、審査の資料について、昨今は押印不要ということで、資料について例えば宣誓書に押印がされておらず、省略という形になっているのかなと思うのですが、

申請書に日付が入っていなくても問題はないという認識でよろしいのでしょうか。

○会長 この承諾書とか宣誓書とかの日付につきましては、県に申請をするタイミングで日付を入れると伺っております。

○委員 はい、分かりました。

○会長 他にご質疑なれば、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 審査資料1、川越市NPO法人スマイルサポートまるさんかくしかくにつきましては、協議が調ったということでおよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

所沢市特定非営利活動法人バオバブの木につきまして、所沢市及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（所沢市） 特定非営利活動法人バオバブの木の新規の登録申請について、概要を説明いたします。では、着座にて失礼いたします。

まず、運送の主体につきましては、名称が特定非営利活動法人バオバブの木、住所は埼玉県所沢市並木3丁目1番地8—106号、代表者は土倉寿子。事務所の名称は、ふれいりーgo、住所は同じになります。

法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

運送の区域は、同地区内は所沢市となっております。

旅客の範囲については、利用会員数は71名、いずれも知的障害者の方で、所沢市、清瀬市、東村山市の方となっております。

旅客から收受する対価につきましては、時間制とし、生活サポート事業利用時は1,425円のうち475円が利用者負担となります。これに加えて、ガソリン代が20キロメートル以内400円、以後20キロメートル毎に400円の加算となります。生活サポート事業が150時間を超過もしくは生活サポート事業を利用しない場合、初乗り30分以内が1,425円、以後30分当たり1,425円の加算となります。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金が1回400円、待機料金が10分未満は無料、以後10分毎に300円となっております。

続きまして、自動車の保有につきましては、使用車両台数が2台、事業者所有の車椅子車とセダン車両となっております。

運転者等の確保につきましては、運転者数が3名で、福祉有償運送運転者講習を修了しています。セダン車両の運転者も同様に3名で、介護福祉士の登録者1名、セダン等運転者講習修了者1名、介

護福祉士実務者研修修了者が1名となっております。なお免許証及び資格証明書等は、事務局にて確認しております。

運行管理体制等につきましては、運行管理の責任者が1名就任しております。運行管理の責任者の報酬は不要となっております。運行管理の体制は整っていることを確認しております。

整備管理体制等につきましては、責任者の就任が確認できており、整備管理体制は整っております。

事故等の対応につきましては、責任者が選任されており、事故処理連絡体制及び苦情処理体制は整っております。

損害賠償措置につきましては、契約保険会社が東京海上日動火災保険株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限で福祉有償運送の対応も確認しております。

以上が概要の説明となりますので、申請の経緯につきましては事業所のほうからご説明いたします。

○事業者 NPO法人バオバブの木です。よろしくお願ひいたします。

NPO法人バオバブの木では、所沢市で主に生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所をやっておりまして、その事業所からショートステイ事業所を使うなどというときに、ショートステイの事業所に送ることや、ショートステイ事業所から生活介護事業所に行ったりする案件があります。

その場合に、法人内で送迎ができれば、利用者さんにとって便利であることや、日中一時支援事業所が定員に達しております、緊急時の利用対応、もしくはちょっとした預かり等に対して受入れができる状態にあります。そちらの希望があったときに生活サポート事業で受けいれるということで、生活サポート事業に付随した福祉有償運送の申請に至りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 説明ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

○委員 所沢市の非営利活動法人エイジングサポートです。

質問したいのは、資料の41ページの対価の件なのですが、そこに今まであまりなかったガソリン代20キロ以内400円という数字が出ているのですね。このガソリン代を別にいただくという何か意味があるのかどうか、教えていただきたい。

○会長 説明をお願いします。

○事業者 利用者負担額ではとても人件費が貰えませんし、あと昨今ガソリン代も随分高くなっています、その分に対してもガソリン代という形でいただかないといどうしても成り立たないというのがありまして、今回ぎりぎりのところで、20キロ以内であったら400円いただければということで上げさせていただきました。

○委員 利用者のほとんどの方が所沢市内でしょうから、20キロ超えるところはないと思うので、ガソリン代として400円は必ずいただかくということですか。

○事業者 そうです。

○委員 対価の中で、特別にこういう配慮をしてもよろしいのですか。

○副会長 国としては、ガソリン代実費は取ってもいいよという話はしているのですけれども、この400円というのはまずいかなと思いながら見ていました。キロ幾らという形で、やっていただいたほうがよろしいのではないかでしょうか。そうしないと、あらぬ対価を取っているということになる可能性もあるので、もちろん行きと帰りということがあるので、できるだけその実費で取っていただく、又はそれに近いような取り方をしていただくというふうにしていただければありがたい。

○会長 この申請に当たって、今のご意見、委員お二人からいただいた意見につきましては、こちらは対応可能でしょうか。

○事業者 この数字を出すに当たっては、ほかの事業者さんの例も見させていただいて、この数字で出していらっしゃる事業者さんもあるのではないかと思う。

○会長 20キロ以内で一くくりになってしまうよりは、もう少し短い区切りで設定をというような意見もありましたので、そこはご検討いただく形で、今回の協議についてはこちらの修正も踏まえた形でご協議ということできさせていただきます。

他にご質疑はありますでしょうか。

○副会長 すみません。定款上は先ほどご説明あったので、障害児学童クラブのほうもやっていらっしゃるということなのですが、今のところ知的障害の人しかここの中に入っていないのですけれども、肢体不自由とかそういう人たちは、特に考えていないのでしょうか。

○事業者 生活サポートには、車椅子利用者の人も1人、2人おりまして、その方たちも送迎できるように、セダンのセレナのほうは車椅子対応の車両になっております。

○副会長 そう致しますと、この運送しようとする旅客の範囲の中でイ、ロ、ハのハしか選択していないので、ほかのところも選択してください。可能性のあるところは、全部選択しないと、その人への支援ができなくなってしまうということがありますので、よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

その他、ご質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、ご質疑ないようでございますので、審査資料2、所沢市特定非営利活動法人バオバブの木につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございました。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ぽけっとステーションにつきまして、和光市及び事業者様からご説明をお願いします。

○事務局（和光市） 和光市役所障害福祉課です。どうぞよろしくお願ひいたします。

特定非営利活動法人ぽけっとステーションの新規登録申請につきまして、まず審査資料ナンバー3、定款の部分に追記事項がございましたので、本日お配りさせていただいております。ナンバー3に関しては、机上の資料をご確認いただけますと幸いです。よろしくお願ひいたします。

それでは概要を説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、運送の主体につきましては、名称が特定非営利活動法人ぽけっとステーション、住所は埼玉県和光市中央1丁目7番19号、セントラルコーポ102号室、代表者は山口はるみとなっております。

法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

運送の区域は、和光市となっております。

旅客の範囲につきましては、現在おりません。

客から收受する対価につきましては、運送の対価は時間制とし、初乗り30分以内が1,425円、以後30分当たり1,425円の加算となります。生活サポート事業利用時は1,425円のうち250円が利用者負担となります。

続きまして、自動車の保有につきましては、使用車両台数が1台、所有のセダン車両となっております。

運転者等の確保につきましては、運転者数が2名、講習の受講状況につきましては、福祉有償運送運転者講習を修了しております。免許証及び修了証は、事務局にて確認しております。

運行管理体制につきましては、整っていることを確認しております。なお、運行管理の責任者の講習は不要となっております。

整備管理体制につきましては、責任者の就任が確認できており、整備管理体制は整っております。

事故等の対応につきましては、責任者が選任されており、事故処理連絡体制及び苦情処理体制は整っております。

損害賠償措置につきましては、契約保険会社が損害保険ジャパン株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限で福祉有償運送の対応も確認しております。

以上が概要説明となります。

申請の経緯につきましては、事業者から説明させていただきます。

○事業者 ぽけっとステーションです。

昨年更新で、この場でお話をしたものなのですけれども、その後登録を忘れてしまいまして、今年も新規という形で、お話をすることになってしましました。ぽけっとステーションは、主に介護保険の訪問介護を中心に動いていまして、障害の居宅介護もやらせていただいているのですけれども、両方兼ねた利用者さんになるものだと考えて申請しました。よろしくお願ひいたします。

○事務局（和光市） 以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、審議に移りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

○委員 ふじみ野市にあるむさし野たんぽぽ会です。よろしくお願いします。

対価のところなのですが、生活サポート事業を利用した場合に初乗りが1,425円で、利用者負担が250円というのはどういうことかなと思いまして、ご説明をお願いします。

○副会長 私のほうで説明させてもらいます。普通は475円のはずなのですけれども、市町村によってはその分を負担しているところがあるのです。だから、利用者負担分が安くなっているところが何か所かあって、本人負担分が250円ということになっているのかなというふうに推測しています。

○委員 生活サポート事業で、利用者の自己負担がありますよね。大体ゼロから950円ぐらいの間で、そうすると250円ということは、利用者で上限950円出していくても、その差額というのは市が負担するのですか。

○副会長 そうです。負担します。

○委員 はい、分かりました。

○会長 他にご質疑ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

○副会長 先ほどと同じ質問なのですけれども、利用者が身体障害の人1人ということでなっておりました。今説明を聞くと、訪問介護事業もやつていらっしゃるということで、介護保険のほうもやつてているのかなと思っているので、そうすると旅客の範囲が、できればイ、ロ、ハ、ニとホのほうも入れておかないといけないのではないかなと思っているのですが、生活サポートしかやらないということであれば、イだけでもいいのですけれども、ほかはやらないということでおろしいですか。

○事業者 そうです。

○副会長 では、生活サポート以外で福祉有償運送を行う時には必ず運賃のほうのも出していただき、旅客の範囲も出していただくということになると思います。入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会も通さないといけないため必ず前もって協議にかけていただいてからしてください。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○会長 では、審査資料3、和光市の特定非営利活動法人ぽけっとステーションにつきましては、こちら協議が調ったということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございました。

続きまして、議題の(2)、道路運送法第79条の6、こちら更新登録申請に係る協議案件に入ります。こちら更新登録申請に係る協議案件につきましては、全体で14件でございます。今回の更新案件、合

計14件につきましては、全て利用者が1人では公共交通機関を利用できないことを事前に事業者から確認しております。なお、審査資料3、所沢市の自立支援ホームとことこの家、審査資料4、皆成会、審査資料9、新座市の特定非営利活動法人はなみずきにつきましては、更新と同時に対価の変更申請についても協議案件がございます。こちらは併せて協議を行いたいと思います。

それでは、順番が更新資料の14からになります。三芳町の社会福祉法人めぐみ会からご説明をお願いしたいと思います。更新審査資料の14でございます。

○事務局（三芳町） 順番が前後しまして申し訳ございません。三芳町福祉課です。

社会福祉法人めぐみ会の更新登録申請につきまして、事業所より概要説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

○事業者 こんにちは。社会福祉法人めぐみ会です。本日はよろしくお願ひいたします。

更新に関する概要を説明させていただきます。まず、当法人の運営主体でございますが、名称は社会福祉法人めぐみ会と申します。住所は、三芳町北永井381-3です。代表者は、理事長、福應渉です。事業所の名称は、地域生活サポートセンターらいと、住所は三芳町北永井381-3です。この事業開始につきましては、平成30年3月に初回登録を行っております。今回で3回目の更新となります。

続きまして、会員数の推移ですが、前回更新時が110名となっており、現在では115名となっております。

車両につきましては、車椅子車が4台で、うち軽自動車が3台となっており、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運営管理体制で配慮していることでございますが、出発時、帰所時の車体、車内の確認を行っております。また、乗車前、乗車後、対面による職員のアルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。

資料の補足ですが、車両保険が令和7年12月1日で切れますが、既に手配はしております。

当事業所からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手願います。

〔発言する者なし〕

○会長 それではご質問ないようでございますので、審査資料14、三芳町の社会福祉法人めぐみ会につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございました。

以降、審査資料の1に戻って、これ以降は順にご説明をさせていただく形になりますので、よろし

くお願ひします。

それでは、続いて審査資料1、川越市の特定非営利活動法人サポートネットはぐくみにつきまして、説明をお願いしたいと思います。

○事務局（川越市） 川越市障害者福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人サポートネットはぐくみの更新登録申請について、事業所より説明いたします。

なお、審査資料55ページについて差し替えがありましたので、机上の資料をご確認ください。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○事業者 更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営団体主体であります、名称は特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ、住所は埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷257番地7、代表者は小澤弘であります。事業所の名称、住所は同じであります。この事業の開始につきましては、平成18年3月に初回登録を行っており、今回で7回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録143名となっており、現在では93名になっております。

車両につきましては、現在車椅子車が5台、セダン車が3台となっており、前回登録時と変更はありません。

続きまして、運行管理体制で配慮をしていることであります、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

簡単ではありますが、概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○事務局（川越市） 以上になります。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問がございましたら挙手のほうをお願いします。

○委員 58ページの生活サポート以外の対価のところですけれども、30分1,400円、以後15分当たり700円という数字ですね。15分700円というと、かなりの金額になりますけれども、この辺はいかがなのですか。

○事業者 これも前回と変わりはなく、30分の半分として金額の設定をしております。

○委員 30分以内が1,400円、加算、以後15分当たり700円になっていますよね。

○事業者 そうです。だから、30分の半分です。

○委員 30分ということは、1時間の場合は1,400円追加ということになりますか。

○事業者 はい。30分ごとに1,400円ですね。

○副会長 この対価については、昨年国交省のほうで変えまして、タクシー料金のおおむね80%まで収受可能ということが通達で出ておりますので、この金額で十分やっていけるということです。

○委員 数字の中で時間単位なので、距離が書いていない。普通の場合は距離制でやっていますよね。生活サポートの場合には時間ですけれども、普通の送迎の場合は何キロ当たり幾らという単価を出していますよね。

○副会長 割と時間料金でやっている部分があるものですから、タクシーの利用時間として大体どのくらいになるかと計算すると、1時間やると7,000円ぐらいの金額ではないかなと思います。30分3,500円ぐらいになるので、それの8割ということで、右側に参考に1時間で5,628円と書かれていて、大体その金額が上限というふうに見ています。もちろん距離でやる部分に関してはタクシー料金が出て、それの80%以内ということになっていますので、そのようにご理解いただければと思います。

○会長 距離制を採用される場合は、この資料でいうと57ページのほうの距離制を採用するか、時間制を採用するか、申請のときに選べるようになっておりますので、そちら資料のほうでご判断いただく形になっております。ありがとうございます。

他にご質疑はございますか。

○委員 富士見市のサポートハウスみんなのです。

鶴ヶ島市の登録なのですが、川越市が登録しているのはなぜなのでしょうか。

○会長 事務局のほうでご説明をお願いします。

○事務局（川越市） 川越市の事務局から代わりに説明をさせていただきます。

川越市が入間東地区で、鶴ヶ島市がまた別の地区になりそれぞれで協議を調わせるという形になっております。

○会長 よろしいでしょうか。

他にご質疑はございますか。

○委員 むさし野たんぽぽ会です。定款に福祉有償運送事業を加えてくださいと言われているのですが、今回更新でかなりのところが福祉有償運送の事業が入っておりません。

○会長 ご指摘の資料について、この事業者に対してだけではなく定款に福祉有償のサービスの記述がなかったり、役員の人数が違ったりとかあったものについて、今回事務局のほうで全て精査いたしまして、説明のときに言ってもらうようにしておりますので、ご理解のほどお願いします。

では、他になれば、こちらのほうは協議が調ったということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

川越市特定非営利活動法人生活サポートこころやにつきまして、説明をお願いします。

○事務局（川越市） 川越市障害者福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人生生活サポートこころやの更新登録申請について、事業所より説明いたします。
よろしくお願ひいたします。

○事業者 お世話になります。更新に関する概要説明をさせていただきます。

当法人の運営主体ですが、名称は特定非営利活動法人生生活サポートこころや、住所は川越市笠幡4589—3、ローズガーデンf 103号室、代表者は私、岩瀬雅敏です。事業所の名称、住所は、運営主体と同じです。この事業の開始につきましては、平成18年2月に初回登録を行っており、今回で7回目の更新になります。

続いて、会員数の推移ですが、前回登録が94名、現在は90名になっております。

車両につきましては、現在車椅子車は4台、セダン車が1台となっており、前回登録時と変わりありません。5台とも、こころやの所有になっております。

続きましては、運行管理体制で配慮していることがあります。出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、忘れ物等がないかの確認、それと対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また特に無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また自動車検査証及び運転免許証の有効期限につきまして、一部期限間近なものがありますので、必ずこれは福祉有償運送の有効期限内に更新を行います。簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

追加で、本年11月1日より事務所が移転になりました。新しい住所は、川越市かすみ野1丁目18番地4です。電話番号、ファクス番号、メールアドレスには変更はありません。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（川越市） 以上となります。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手願います。

○副会長 これはちょっと質問ではないのですけれども、今回運行管理責任者ということで、今回受講されるということで書いてあるので問題ないですが、ほかの市町村の方々にもお願いしておきたいのですけれども、運行管理責任者は2年に1回受講義務がこれから発生してきますので、ご承知おきいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。

私が質問ではないのですが、対価のほうで49ページ、生活サポート該当しない利用者の場合は、生活サポート事業の大体2分の1ぐらいにされているのですけれども、今後もこの料金でやっていかれるという考えでいらっしゃいますか。

○岩瀬雅敏代表 本音を言えば、もうちょっといただきたいのですけれども、利用者さんのことを考

えると、この程度の金額でと思っております。

○会長 ありがとうございます。

他にご質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○会長 協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

所沢市特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家につきましては、更新登録申請とともに対価の変更申請を併せて協議を行います。

所沢市と事業者様、概要説明をよろしくお願ひします。

○事務局（所沢市） 所沢市役所障害福祉課です。着座にて失礼いたします。

○事業者 特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家です。よろしくお願ひいたします。

事業の説明からさせていただきます。名称は、特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家、住所は所沢市泉町911—1、メゾン原島101号室、代表者名は後藤美智子。事業所の名称と位置は、特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家、住所は所沢市泉町911—1、メゾン原島101号室です。

平成18年から申請していますので、7回目の更新ということになります。

利用者ですが、現在は84名の利用者を対象に対応しております。

事業所の所有は6台ですけれども、自分の車で対応されるという方もいらっしゃいますので、その部分で所有台数は多く、14台という形にはなっております。

運行管理者は、選任して対応しております。アルコールチェック、対面等の点呼と、安全に運行できるように余裕を持った配置で対応しております。今まで重大な事故は起こしておりません。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

続けて、対価の変更についてもご説明をお願いします。

○事業者 今回、対価の変更の申請をさせていただいております。今までが初乗り30分以内1,350円だったところを、初乗りが1,425円で、ガソリン代が1キロ当たり20円だったものを、25円という形で変更申請させていただきました。理由としては、物価高に対しての対応になります。昨年度のガソリン代の対価を見ても、マイナス30万ほどになっている状態ですので、本当はもっと上げたい部分もあるのですけれども、燃費等の関係で、車もリフトカーだとなかなか燃費が高いという関係もあって、この値段で申請させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、更新登録申請と対価の変更の審議をお願いします。

ご質問ある方は挙手をお願いします。

○副会長 すみません。埼玉移送ネットですけれども、このガソリン代の取り方は、実際に実費で取ってくださいというふうに言っているので、できれば20キロという単位ではなくて、1キロ例えは今20円では、福祉車両の場合は無理かもしれないということであれば、そちらの金額を、赤字にならないところの金額まで上げてもらうというのが一番合理的だと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 1キロ当たり25円なんんですけど。

○副会長 そうですね、今20円なのですけれども、例えば1キロ30円とか、あるいは1キロ40円とか、そういう金額に上げてもらったほうが、赤字になっては困りますので、赤字にならない金額でキロ単位を上げてもらうというのが一番理にかなっていると思うので、そうしないと取り過ぎ、少な過ぎということもあったりするので、実態に合った金額で取っていただければと思う。

○事業者 では、今後の検討材料といいますけど、この料金対価を変更するにあたり、事務局会議とかにかかった時にどうしても障害者の年金に関わる部分のところでの利用負担が、高いという争点があって、最初は30円からという形になったのですが、利用者さんのご家族も事務局の会議に参加されていましたので、30円だと、利用の頻度が多い方もいますので、年間のサポート時間150時間を超えたりする方のことを踏まえて、今回は25円ということにしました。

○副会長 違います。申請書類のガソリン代が20キロ当たり300円と変更をしているためです。前回はガソリン代を1キロ20円としていたが、今回は20キロ当たり300円と書かれているので、できれば1キロ当たり25円とか、生活サポートのほうも同じ金額でガソリンを取ってもらいたいと思っています。

○事務局（所沢市） すみません。私のほうで資料を作成する上で20キロメートル当たりと書いてしまっているので、実際の申請にはその記載がありませんでした。

○副会長 ああ、そうですか。よかったです。

○事務局（所沢市） 大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

○副会長 では、戻しておいてください。25円でも、あとは話の中でどのぐらいの金額が赤字にならないかというところで書いていただければ一番いいかなと思います。その辺は利用者のほうにも理解いただきたいと思います。

○会長 今、副会長から実費負担の記述についてご意見ありましたので、そちらのほうについてはよろしくお願ひします。

他にご質問はありますでしょうか。

○委員 先ほど和光市のぽけっとステーションさんが定款の差し替えをしましたよね。こちらの定款は有償運送事業の項目がどこにもないので、入れておいていただくほうがいいのではないかと思います。

○会長 今委員さんから定款の第5条について、事業の種類明確に記載したほうがよろしいのではないか

いかというご意見いただきましたので、そちらについて、逆にこの場でどの事業で読めるとかいうのであればご説明していただきて、読めないものであれば定款のほう修正をお願いしたいと思います。それについては、後ほどの精査でもよろしいでしょうか。

○事業者 定款の5条の1の地域生活サポート事業に有償運送は含まれているというような認識で、私たちは定款を作ったもので、別個に明確にそれが必要であれば書きます。

○会長 地域生活サポートに含まれているからということでご説明ございましたので、先ほど委員からご質問いただいたときに、事務局で今回精査してということで私申し上げたのですけれども、何点か今日の説明の中で、追加でこういった説明をさせていただく部分もございますので、説明のないところは事務局でも承知しているということでご了解いただきたいと存じます。

他にご質問はございますでしょうか。

○委員 申請書の内容について質問があるのですけれども、運送しようとする旅客の範囲でイ、ロ、ハ、トを申請していると思うのですけれども、県のほうのデータベースだとイ、ロ、ハまでしか登録がされていないくて、正式な原本が執務室のほうにあるので確認ができないのですが、旅客の範囲の拡大の変更登録は出されましたか。

○事業者 変更登録のほうは出せていないかもしれません。県のほうにないということは、多分そうだと思います。

○委員 正式な過去の書類は執務室のほうにあるので、帰ったら確認してみたいと思います。ありがとうございます。

○会長 すみません、ありがとうございます。今資料でついている旅客の名簿にも、イ、ロ、ハまででトの人はいないみたいなのですけれども、そこは整理していただきて調整等をお願いしたいと存じます。

○副会長 すみません。トの部分が必要であれば、今ここの場で協議にかけてもらって、後で変更登録を県に出していただきたいと思います。

○事業者 私たちの解釈では、トの肢体不自由だとか内部障害に関しては、ほとんど伊に含まれているという解釈になっていると思うのですけれども、重度重複の方も多い形なので、それでトが明記されなくてはいけないという形であれば、改めて登録していこうと思います。

○副会長 一応入れておいてもらったほうが安全だと思います。変更登録のほうは、一緒に更新登録のほうと出していただいて、この場で本当は変更登録も了解をもらわなければいけないのですが、そういうことであれば出していただければと思います。

○会長 すみません、ありがとうございます。それでは、とことこの家様につきましては、更新登録申請のほか変更の申請も含めた形のご協議ということで、この場でさせていただきたいと存じます。更新登録申請と変更と、あと対価の変更、この3つの協議ということでさせていただきます。

他にご質疑はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、所沢市特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。とことこの家様、ご説明ありがとうございます。

皆様にお諮りいたします。会議時間が1時間過ぎましたので、ここで10分ほど休憩を入れさせていただきたいと思います。あの時計で3時15分まで休憩をさせていただきたいと思います。

〔休 憩〕

○会長 それでは、休憩前に引き続き協議会を開催いたします。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

所沢市特定非営利活動法人皆成会につきましては、先ほど同様、更新登録申請とともに対価の変更申請を併せた協議といたします。

所沢市及び事業者様から説明のほうをお願いします。

○事務局（所沢市） 引き続き所沢市役所障害福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人皆成会の更新及び変更登録及び対価の変更について、事業所より説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○事業者 概要の説明をいたします。

運送の主体は、名称、社会福祉法人皆成会、住所は所沢市東狭山ヶ丘6—2833—2、代表者名は宮本英行。事業者の名称及び位置は、社会福祉法人皆成会ぼっぴ、所沢市緑町4—1—12です。事業の開始時期ですが、平成18年3月29日です。

事業の展開状況ですが、前回更新時の会員数が93名、現在は129名です。

車両数は、前回更新時は福祉車両が3台、セダン型が2台、現在は福祉車両が5台、セダン型が1台になっています。

安全運転への配慮ですが、安全運転管理者が安全運転管理表に基づいて出発時及び帰所時に、対面にて運転者のアルコールチェックを含む体調管理等を行っています。対面で行えない場合は、テレビ電話で行っております。また、車両についても常時点検、掃除等を行っています。これまでに事故や苦情等の報告はありません。概要説明は以上です。

旅客から收受する対価の変更について、時間制で初乗り30分以内1,350円、運送サービスの利用に対する対価450円を、初乗り30分以内1,425円、運送サービスの利用に対する対価475円に変更申請いたします。加算についても、以後30分当たり同額になります。

生活サポート事業利用以外の料金、初乗り30分以内675円を712円に、加算についても同額に変更申請いたします。

○事務局（所沢市） 以上です。ご審議のほどお願いします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手のほうをお願いします。

○副会長 すみません、埼玉移送ネットです。

先ほどと同じなのですけれども、ガソリン代については実費を取ってほしいということで国交省のほうが言っているので、できれば赤字にならない範囲で実費を取っていただきたい。できればキロ幾らで取っていただくのが、一番利用者にとっても納得できるかなというふうに思いますので、そのように変えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 今までこの金額でやっていたのですが、そのように変えたほうがいいということですよね。

○副会長 できればそうしていただきたい。

○事業者 審議を事業所内でしたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。お願いします。

他にご質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料4、所沢市特定非営利活動法人皆成会につきましては、協議が調ったということでおよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料5に係る協議案件に移ります。

所沢市特定非営利活動法人地域自立支援ホーム爽につきまして、所沢市及び事業者様から説明をお願いします。

○事務局（所沢市） 引き続き所沢市役所障害福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人地域自立支援ホーム爽の更新登録申請について、事業所より概要のほうを説明します。よろしくお願ひいたします。

○事業者 地域自立支援ホーム爽と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、当法人の運営団体でございますが、名称は特定非営利活動法人地域自立支援ホーム爽となっておりまして、住所のほうは所沢市中富南1丁目5番地21号にございます。代表者は、平塚正樹が務めております。事業所名は、爽障害福祉サービス事業所、住所は法人と同じ住所となっております。

会員数は、現在8名となっております。

車両につきましては、現在、車椅子車両が1台と、自家用のセダン車が1台を使っております。

続きまして、運行管理体制の配慮をしていくことでございます、出発時、帰所時、車体、車内の確

認を行い、対面による職員の体調管理、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。

初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手のほうをお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 審査資料5、所沢市特定非営利活動法人地域自立支援ホーム爽につきましては、協議が調つたということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

○事務局（所沢市） ありがとうございます。

○会長 続きまして、審査資料6に係る協議案件に移ります。

狭山市特定非営利活動法人わいわいにつきまして、狭山市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（狭山市） 狹山市障害者福祉課です。

特定非営利活動法人わいわいの更新登録申請及び住所の変更に係る報告につきまして、事業所よりご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、よろしくお願ひします。

○事業者 特定非営利活動法人わいわいです。よろしくお願ひいたします。

まず、会社名が特定非営利活動法人わいわいです。住所は東松山市古凍266—1、代表者名、齋藤健吾と申します。設立は平成25年から、今回4回目の更新となっております。

利用者数は、今回29人となっております。前回と比べてかなり減っております。

車両は、スロープ車1台です。

設立以来、事故、苦情等ございません。あと、出発前には必ず対面でのアルコール確認、体調をチェックしております。

今回の変更登録なのですけれども、前回入間市東町5—2—3 5—2 6から、今回東松山市古凍2 6 6—1に変更になります。よろしくお願ひいたします。

○事務局（狭山市） 以上になります。ご審議のほどお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問がございましたら挙手のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 ご質問ないようでございますので、審査資料6、狭山市特定非営利活動法人わいわいにつきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料7に係る協議案件に移ります。

入間市特定非営利活動法人くみちゃんちにつきまして、入間市事務局及び事業者様からご説明をお願いいたします。

○事務局（入間市） 入間市事務局です。着座にて失礼いたします。

今回、特定非営利活動法人くみちゃんちの更新登録申請についてご説明いたします。まず、運送の主体は特定非営利活動法人くみちゃんち、住所は入間市宮寺2311番地13になります。代表者名は、志田和也となります。事務所の名称は、くみちゃんちです。

運送の区域は、入間市ののみとなります。

役員の全員が欠格事由に該当しない旨の宣誓を確認しております。

旅客の範囲としましては、身体障害者5人、知的障害者8人、精神障害者1人の計14人。会員は、入間市の14人となります。

運送の対価は、時間制を採用しています。時間制は、初乗り30分以内1,350円、以降30分当たり1,350円加算となります。運送の対価以外の対価はありません。

使用車両は1台、内訳はセダン等1台となります。

運転者の人数は2人です。うち2人が福祉有償運送運転者講習を受講済みです。免許証、資格証につきましては確認済みとなります。

運行管理体制、整備管理体制、事故対応につきましては、それぞれの責任者が就任または選任されており、体制も整っております。

損害賠償措置として、各車両とも対人対物とともに無制限の保険に加入しており、有償運送での適用を確認しております。

続きまして、更新の経緯について、事業者の方から説明いたします。

○事業者 NPO法人くみちゃんちです。よろしくお願ひいたします。

本事業所については、平成24年2月に新規登録を行い、今回が5回目の更新となります。

会員数の推移につきまして、前回の更新と比べて利用者会員数は減少しています。

使用している車両の台数は、2台から1台に減っています。

前回更新以降、事故等、苦情等ございません。

運行管理体制で配慮しているところでございますけれども、日頃から安全運行できるよう、運転手との連絡を密にし、無理のない運行スケジュールを組んでいます。また、運転手同士での定期的なミーティングを行い、活動の様子や情報を共有しながら安全運送、運転業務を行っています。なお、法令に伴いアルコールチェック、また健康管理を徹底しています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手のほうをお願いします。

私からなのですけれども、定款に書いてある理事長、副理事長の記載が役員名簿にないので、申請の際は修正をお願いしたいと思います。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

○会長 委員さん、お願いします。

○委員 自動車の保険のご契約内容のところが、21ページですね、保険の期間が2025年の10月30日で満了してしまっているので、県に申請する際には更新したものをご提出していただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○事業者 分かりました。

○会長 ありがとうございます。

他にご質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料7、入間市特定非営利活動法人くみちゃんにつきまして、協議が調つたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料8に係る協議案件に移ります。

和光市特定非営利活動法人光ケアサポートにつきまして、和光市事務局及び事業者様から説明をお願いします。

○事務局（和光市） 和光市障害福祉課です。

特定非営利活動法人光ケアサポートの更新登録申請について、事業所より説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○事業者 こんにちは。和光市の光ケアサポートです。よろしくお願ひします。

協議会ができてからずっと参加させてもらっている事業所になります。今回、更新の書類の中で、18ページの役員名簿に理事長の記載がなかったので、訂正をお願いします。清水テルが理事長です。

運行管理体制等は、最近の事例に合わせて、アルコールチェックを対面でするようにし、できない場合は電話確認などをして安全な運転を心がけています。ご審査よろしくお願ひします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手のほうをお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料8、和光市特定非営利活動法人光ケアサポートにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料9に係る協議案件に移ります。

新座市特定非営利活動法人はなみずきにつきましては、更新登録申請とともに、対価の変更申請を併せて協議を行います。

新座市と事業者様から概要説明のほうをお願いいたします。

○事務局（新座市） 新座市障がい者福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人はなみずきの更新登録及び対価の変更申請につきまして、事業所より説明させていただきます。

○事業者 新座市の特定非営利活動法人はなみずきです。よろしくお願いいいたします。

まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人はなみずき、住所は新座市新座1丁目3番22号、代表は百石美貴です。事務所の名称は、地域生活応援センターひまわり、事務所の位置は新座市北野3丁目20番33号です。事業の開始時期は、平成6年3月21日です。

現在の利用者会員数につきましては13人おり、前回の新規登録時7名と比較すると増加している状況です。利用者件数につきましては、1日当たり平均して1.5件程度の利用があります。

使用車両台数につきましては、回転シート車が1台、セダン等が3台の合計4台です。なお、4台全て持込み車両となります。

これまでに事故及び苦情の発生はございません。毎日スタッフの対面点呼、健康確認を確実に行いながら、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを作成しております。常に利用者様の安全安心を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。よろしくお願いいいたします。

対価の変更申請についてです。旅客から收受する対価につきまして、生活サポート事業以外の料金を、20キロメートル以上利用時は1キロメートル当たり10円加算するという内容を追加するものです。これまでには、先ほどご説明ましたが、タクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲で設定する

必要がありましたが、現在タクシー料金の約8割の金額を目安として設定することが可能となり、また昨今の人件費、燃料費等の高騰により、値上げに至りました。なお、生活サポート事業利用の料金につきましては、変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ご質問等ありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料9、新座市の特定非営利活動法人はなみずきにつきましては、協議が調ったということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料10に係る協議案件に移ります。

新座市特定非営利活動法人暮らしネット・えんにつきまして、新座市及び事業者様からご説明をお願いします。

○事務局（新座市） 続きまして、特定非営利活動法人暮らしネット・えんの更新登録につきまして、事業所よりご説明させていただきます。

○事業者 新座市の特定非営利活動法人暮らしネット・えんと申します。よろしくお願ひいたします。

まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人暮らしネット・えん、住所は新座市石神2丁目1番4号、代表者は小島美里です。事務所の名称は、ケアサポートえん、事務所の位置は、暮らしネット・えんに同じく新座市石神2丁目1番4号です。事業の開始時期は、平成18年3月15日となっております。

現在の利用会員数につきましては41名、前回更新時は39名でしたので、比較すると微増の状況です。
利用件数につきましては、1日当たり平均して3件程度の利用がございます。

使用車両台数につきましては、車椅子車が2台、セダン等が2台の合計4台となっております。なお、持込み車両につきましてはございません。

これまでに事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの対面点呼、疲労や健康の確認、アルコールチェッカーを使用した飲酒のチェックを確実に行い、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを作成しております。常に利用者様の安全安心を心がけて、運転を心がけております。また、運転管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたらお願ひします。

こちら私からなのですけれども、定款の理事の数と、資料の15ページの理事の数についてのご説明をお願いしたいと思います。

○事業者 今年度3名の理事が増えまして、定款の変更をさせていただいています。今年度の6月の総会で、皆さんにはご報告して承認を受けております。6名以上15名以内に変更させていただいております。

○会長 では、申請のとき定款のほうが直った形のものがつくということですか。

○事業者 はい。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料10、新座市特定非営利活動法人暮らしネット・えんにつきまして、協議が整ったということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料11に係る協議案件に移ります。

新座市特定非営利活動法人にんじん畠につきまして、新座市事務局及び事業者様からご説明をお願いします。

○事務局（新座市） 続きまして、特定非営利活動法人にんじん畠の更新登録につきまして、事業所よりご説明させていただきます。

○事業者 特定非営利活動法人にんじん畠です。よろしくお願ひします。

今までにんじん畠の事務所と位置は、新座市道場1—7—15で、事業開始時期は平成21年2月25日です。

現在の利用会員数につきましては61人で、前回60人と比べると、ほぼ増減のない状況です。利用件数につきましては、1日当たり平均して9.5件の利用があります。

使用の車両台数につきましては、車椅子車両が2台、セダンが2台の合計4台です。持込み車両はありません。

これまで事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの点呼及び健康確認を確實に行いながら、安全運転ができるように運行管理マニュアルを作成しております。常に利用者の安全安心を心がけて運転しております。運行管理の責任者がいないというときには、運行管理責任者の代行者が対応して

おります。

以上、よろしくお願ひします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料11、新座市特定非営利活動法人にんじん畠につきまして、協議が調ったということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料12に係る協議案件に移ります。

富士見市特定非営利活動法人グループみずほにつきまして、富士見市事務局及び事業者様からご説明をお願いします。

○事務局（富士見市） 富士見市障がい福祉課です。

特定非営利活動法人グループみずほの更新登録申請について、事業所より説明いたします。

○事業者 皆さん、こんにちは。グループみずほです。よろしくお願ひします。

運送の主体ですが、名称、特定非営利活動法人グループみずほ、住所、埼玉県富士見市西みずほ台3—3—11、ハイツみずほ台104。代表者名、佐藤喜幸。事業所の名称、福祉NPOグループみずほ、住所は同上でございます。事業の開始時期ですが、平成18年3月6日、今回7回目の更新になります。

2、事業の展開状況。会員数に変更あり。前回更新時18名が、現在9名になっております。

3、出発時、帰所時の点呼の方法、アルコールチェックの実施方法、安全運転の配慮。安全運転管理者が、対面で安全運転管理表に基づいて、出発時対面にて運転者の体調管理等を行っております。車両についても、3か月に1回の業者点検のほか、常時点検、清掃を行っております。

4、事故発生、苦情受付の有無及び状況。これまでに事故や苦情はございません。

5、自動車検査証、保険証券の有効期間。自家用有償旅客運送の有効期限までに有効期限を迎える車両、保険証券が1台ありますが、必ず有償旅客運送の有効期間内に更新を行います。なお、保険証券の使用目的が日常、レジャー使用等と記載されている車両が2台ありますが、全車福祉有償運送利用時も保険の適用を受けられることを確認済みです。

以上、ご審査よろしくお願ひします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料12、富士見市特定非営利活動法人グループみづほにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、この項目最後となります。審査資料13に係る協議案件に移ります。

ふじみ野市の特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21につきまして、ふじみ野市事務局及び事業者様からご説明をお願いします。

○事務局（ふじみ野市） ふじみ野市障がい福祉課です。

更新登録申請につきまして、事業所より概要説明をさせていただきます。

○事業者 まず初めに、本資料につきまして、4ページの車両台数の内訳に不備がございましたので、本日机に置かせていただいた差し替えの資料の確認をお願いいたします。

それでは、更新登録申請に関する概要説明をさせていただきます。まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21、住所はふじみ野市上福岡4-6-11、イシデンビル1階3号室、代表者は鈴木啓太郎でございます。事務所の名称は、自立生活センター二人三脚、住所はふじみ野市北野1-5-5でございます。この事業開始につきましては、平成18年3月に初回の登録を行っておりますので、今回で7回目の更新となります。

会員数の推移につきまして、前回の更新時から利用会員、提供会員ともに増加傾向にあり、使用している車両の台数については1台増加となっております。

運行管理体制で配慮していることについてですが、各部門の責任者を中心に連携体制を整えて、トラブル等に対処できるよう努めています。運行する際の出発及び帰所時には、必ず対面もしくは電話で運転者の体調管理とアルコールチェックを実施しております。前回更新時以降の事故発生及び苦情受付状況の報告事項はございません。

続きまして、自動車の車検証、保険証券の有効期限ですが、有効期限の終了が近づいている車両につきましては、必ず有効期限内に更新の確認を行います。また、お手元審査資料79ページにある自動車保険につきましては、資料が間に合わずに、前回更新の資料を添付させていただいておりますが、既に保険期間更新の手続は完了しています。

最後に、一般管理者講習につきましては、申込書を添付しておりますが、10月7日に受講を完了しております。

簡単ではございますが、私からの概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料13、ふじみ野市の特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。ご説明ありがとうございます。

続きまして、議題（3）、道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件についてでございます。こちら本日3件ございましたが、こちらの更新案件と同じく協議が調っておりますので、割愛をさせていただきます。

続いて、議題（4）、登録事項変更に係る報告案件についてでございます。こちらについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局 議題（4）、登録事項変更に係る報告案件につきまして、代表者の変更、住所変更、車両の増減等に係る報告が合計17件ございます。いずれも必要な添付資料で確認済みの案件であります。内容につきましては、資料のとおりでございます。

○会長 ただいま事務局から説明があったとおり、以上登録事項変更に係る報告とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

議題（5）、その他に移ります。何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、おかげさまで令和7年度第2回協議会の議案審議は全て終了となります。

皆様、長時間にわたりましてご審議にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 事務局からでございます。3点ご連絡がございます。

1点目、初めに昨年実施いたしました協議方法の見直しに係るアンケートについて、改めて今回集計結果を配付させていただいております。アンケート結果では、登録更新に係る協議資料の簡素化と、協議方法を意見公募形式とすることにつきましては省略する書類にご意見をいただいておりますが、基本的に皆様から同意をいただいているところでございます。前回の協議会では、本日の協議会で事務局案をお示しし、協議いただくこととご説明しておりましたが、今回協議案件がかなり多い状況でございましたので、次回の協議会に見送りさせていただきました。そのため、本日はアンケート結果

及び事務局案の概要のみ配付しております。次回の協議会において、国の見直しの考え方へ沿った協議方法の変更にご協議させていただき、令和8年度からは、登録方針につきましては見直し後の簡素化した協議で行ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目です。続きまして、次回の第3回の協議会の日程について、令和8年2月5日木曜日です。場所は、本日と同様に三芳町立中央公民館1階多目的ホールとなりますので、次回もよろしくお願ひいたします。なお、協議会時にお配りしていたお茶は、第3回協議会より配付いたしませんので、飲物に関してはご持参いただきますようお願ひいたします。

最後に、本日の配付資料につきましては、事務局で回収させていただきますので、委員の皆様は資料を会場に置いてお帰りくださいますようお願ひします。なお、資料確認の際に申し上げましたように、協議資料の簡素化及び開催方法の検討についてアンケート結果及び事務局案のみ回収はいたしませんので、お持ちいただき構いません。また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましては、各市町の事務局において回収していただくようお願ひいたします。

4 閉　　会